

令和6年度 事業計画書

令和6年3月

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会

目 次

◆基本目標 1 「共に支え合う地域づくり」 P 1 ～P 3

【基本施策 1】 地域福祉に関する意識の醸成

【基本施策 2】 地域で支え合う体制の構築

【基本施策 3】 地域支える担い手づくり

◆基本目標 2 「安心して生活できる環境づくり」 P 3 ～P 4

【基本施策 4】 福祉サービスの充実

【基本施策 5】 福祉サービスの利用促進

◆基本目標 3 「生活を支える基盤づくり」 P 4 ～P 5

【基本施策 6】 安心・安全な生活環境の整備

【基本施策 7】 生活しやすい環境の整備

◆基本目標 4 「高齢者福祉サービスの充実」 P 6 ～P 7

【基本施策 8】 介護保険サービスの充実

◆基本目標 5 「障がい者福祉サービスの充実」 P 7 ～P 8

【基本施策 9】 障がい福祉サービスの充実

◆基本目標 6 「基盤保持と基盤強化への取り組み」 P 8 ～P 9

1 社協事業の基盤保持

(1) 自主財源の確保

(2) 拠点施設の管理・運営

(3) 法人組織の運営

2 社協事業の基盤強化

(1) 社協内の連携基盤の強化

(2) 町、社協との連携基盤の強化

(3) 地域福祉の担い手やボランティア団体との連携

(4) 地域貢献を行う企業・団体との連携強化

令和6年度 社会福祉法人川根本町社会福祉協議会事業計画

ぬくもりとふれあい～だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり～

川根本町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として住民のだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民、関係機関、団体との一層の連携のもと、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進していきます。

基本目標 1 「共に支え合う地域づくり」

【基本施策 1】地域福祉に関する意識の醸成

広報・啓発活動の充実や学校や地域における福祉教育の充実などを通じて、地域福祉に関する意識の醸成に取り組みます。

1 広報・啓発活動の充実

ホームページや Facebook、広報紙等のさまざまな広報媒体を通じた地域福祉に関する広報・啓発活動を推進します。

地域福祉事業に関する情報提供、意識啓発

- ア 広報紙「かわねほんちょう社協だより」の発行（年 4 回）
- イ 公式ホームページ、Facebook ページの運用
- ウ 地域行事（産業文化祭、ふるさと祭り）での啓発活動（年 2 回）

2 地域における福祉教育の充実

学校や地域における福祉教育を推進します。

（1）学校における福祉教育の推進

- ア 中学生を対象とした福祉体験学習事業の実施（年 2 回）
- イ 認知症サポーター養成研修事業の実施（年 2 回）
- ウ 学校、施設、社協による地域福祉教育推進連絡会の開催（年 1 回）

（2）学校以外における福祉教育の推進

- ア 社協職員による出前講座の開催（年 25 回）
- イ 高齢者や障がい者への合理的配慮に関する講座の開催（年 1 回）

【基本施策 2】地域で支え合う体制の構築

交流機会の創出やボランティア活動の啓発と人材育成を通じて、地域で支え合う体制構築に取り組めます。

1 交流機会の創出と充実

世代や障がいの有無に関らず、さまざまな人と交流することができるイベントを推進します。

イベントを通じた交流活動の充実

- ア 障がい者と民生委員児童委員との交流事業の実施（年2回）
- イ 児童と民生委員児童委員との交流事業の実施（年1回）
- ウ 子育て世代、地域住民を対象とした福祉講座の開催（年1回）
- エ 障がい者団体交流事業費助成事業の実施（年1回）

2 地域行事への参加の促進

地域行事に関する情報提供と活動支援、参加に伴う移動支援により行事へ参加を促進します。

活動支援による参加促進

- ア ふれあい・いきいきサロン、居場所づくり、いきいきクラブ等に対する情報提供
- イ 貸出用レクリエーション備品の拡充
- ウ 重度の障がい等により移動が困難な住民を対象とした地域行事への移動支援

3 地域における見守り体制の整備

だれもが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、高齢者や障がいのある人、認知症の人等（対象者）への理解と、気軽に集えるサロン活動を推進します。

（1）対象者理解の促進

- ア 認知症サポーター養成活動の推進
- イ 広報媒体（広報紙、ホームページ等）を介した対象者に関する情報提供
- ウ 地域での関わり合いの重要性の周知（共同募金、人材養成、活動紹介等）

（2）顔の分かる関係づくり、地域活動の推進

- ア ふれあいいきいきサロン、居場所づくり、ケアラズカフェ活動への支援
- イ ふれあいいきいきサロン・居場所づくり活動事業費助成事業の実施（年2回）
- ウ 障がい者団体交流事業費助成事業の実施（年1回）
- エ 民生委員・児童委員、社協職員による高齢者独居世帯、在宅障がい者世帯、低所得世帯を対象とした友愛訪問事業（歳末たすけあい募金配分金事業）の実施（年1回）

【基本施策3】地域を支える担い手づくり

ボランティア・福祉団体等など関係機関と連携し、地域のボランティアの育成及び活性化を図り、地域を支える担い手を確保に取り組みます。

1 ボランティア活動の推進

多様化する福祉ニーズに対応するボランティア活動を推進します。

（1）ボランティア活動への支援と活性化

- ア サロングループ代表者会議の開催（年1回）
- イ ボランティア活動視察研修事業費への助成（年1回）
- ウ 保険料助成によるボランティア活動保険への加入促進
- エ ホームページやFacebook、広報紙等を介したボランティア活動の周知と募集
- オ ボランティアニーズ（託児、運転、話し相手等）の受付とマッチング
- カ ボランティア活動に関する講座、講演会情報の提供

（2）地域福祉活動に関するニーズの把握

行政、ボランティア、関係団体、介護保険事業所等からの情報収集の実施

（３）新たなボランティア活動の開発

情報収集から得られた地域ニーズや社会情勢に則した新たな活動メニューの開発

（４）ボランティア活動に参加する人材の育成

ア 運転ボランティア養成講座の開催（年１回、５名）

イ 話し相手ボランティア養成講座の開催（年１回、１０名養成）

２ 関係団体等との連携の強化

関係団体等と連携した地域福祉活動を推進します。

（１）地域で活動する関係団体等との連携強化

ア 民生委員児童委員活動への活動支援（団体事務局の受任、事務補助）（町委託事業）

イ いきいきクラブ活動への活動支援（団体事務局の受任、事務補助）

ウ 手をつなぐ育成会活動への活動支援（事務補助）

エ 戦没者遺族会活動への活動支援（団体事務局の受任、事務補助）

（２）地域に密着した団体や企業との連携強化

フードドライブ活動（食糧寄付活動）、共同募金運動、対象者理解を目的とした講座等への参加、協力依頼の実施

基本目標２「安心して生活できる環境づくり」

【基本施策４】福祉サービスの充実

多様化する福祉ニーズに応じて、福祉サービスの充実を図るとともに、住民の権利が守られる体制の整備に取り組みます。

１ 多様な福祉サービスの充実

高齢者、障がいのある人、生活困窮者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。

福祉サービスの実施

ア 高齢者世帯、障がい者世帯、低所得世帯等を対象とした貸付事業の実施（生活福祉資金貸付制度、小口資金貸付事業、高額療養費貸付事業）

イ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関としての相談業務の実施

ウ 生活困窮世帯を対象とした食糧支援、生活用品支援の実施

エ 川根本町で働く介護人材の育成と確保に向けた育成事業の実施

２ 権利擁護の推進

住民の権利が守られ、地域で安心して自立的な生活が送れるように、成年後見制度の推進、同制度における法人後見業務、日常生活自立支援事業の利用促進に取り組みます。

（１）権利擁護体制の充実

ア 川根本町成年後見支援センターの運営（町委託事業）

イ 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）との権利擁護検討会議の開催（年６回）

ウ ３市１町（藤枝市（幹事）・島田市・焼津市・川根本町）による利用促進事業の実施

エ ３市１町による市民後見人養成事業の実施（第８期目）

（２）権利擁護事業の実施

ア 成年後見支援センター事業（広報啓発、相談、利用促進、後見人支援業務等）の実施

- イ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助）の実施（県社協委託事業）
- ウ 成年後見制度における法人後見事案の受任

【基本施策5】福祉サービスの利用促進

多様化する福祉ニーズに応じて、福祉サービスの充実を図るとともに、住民の権利が守られる体制を整備に取り組みます。

1 情報提供体制の充実

必要な情報が必要な人にわかりやすく伝わる情報発信を推進します。

広報媒体による情報提供の充実

- ア 広報チラシの全戸配付（よろず行政相談所（年12回）・無料法律相談所（年8回）の開設、事業概要案内（福祉総合相談事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付制度、生活困窮者自立相談支援事業））
- イ SNS（ホームページ、Facebook）での情報掲載
- ウ 民生委員・児童委員、地域活動（サロン等）での事業制度説明会の実施

2 相談支援体制の充実

複雑多様化する住民の課題に対する確かな相談支援が行えるよう、行政、専門職、関係機関、民生委員・児童委員が連携した相談支援体制の強化を図ります。

（1）相談支援体制

- ア 社協職員による福祉総合相談所の開設（全営業日）
- イ 民生委員・児童委員、行政相談員による相談所の開設（年12回）
- ウ 弁護士による無料法律相談所の開設（年8回）

（2）相談員の育成

民生委員・児童委員、生活支援員等を対象とした相談対応基礎講座の開催（年1回）

（3）関係機関との連携

- ア SNS（Chatwork、Zoom等）を活用した関係者との連携
- イ 行政、包括支援センターと連携した相談対応の実施（ケース会議の開催等）

基本目標3「生活を支える基盤づくり」

【基本施策6】安心・安全な生活環境の整備

防災・防犯活動の充実を図り、安心・安全な生活環境の整備に取り組みます。

1 防災体制の充実

発災に備えた防災活動と協力者の育成を通じて、社協の担う災害支援体制の周知と強化を図ります。

支援体制の強化

- ア 災害ボランティア本部立上げ運営訓練の実施（年1回）
- イ 災害ボランティア講座の開催（年1回、20名）
- ウ 行政、関係機関、企業、他市町社協等との災害支援体制の強化（支援協定の締結、広域訓練への参加、連絡会の開催等）

- エ 福祉避難所としての受入体制の整備（資機材整備、事業継続計画策定等）
- オ SNS（kintone）を活用した情報共有体制の整備
- カ 災害ボランティアコーディネーター団体事業費助成事業の実施（年1回）

2 防犯活動の促進

振り込め詐欺や消費者被害にあわないよう、警察、行政、保護司会などの関係機関等と連携し、防犯に関する啓発活動を推進します。

防犯活動の啓発

- ア 非行・薬物乱用防止に関する啓発活動への協力（街頭運動への参加、SNS、広報紙を介した情報提供、ポスター掲示等）
- イ 振込詐欺や消費者被害防止に関する啓発活動への協力（SNS、広報紙を介した情報提供、ポスター掲示等）

3 交通安全対策の充実

交通被害にあわないよう、警察、行政、安全運転管理者協会等の関係機関等と連携し、社内、支援する福祉団体において交通安全、安全運転に関する啓発活動を推進します。

（1）社協内に向けた交通安全・安全運転の啓発

- ア 職員向けの交通安全講習会の実施（年1回）
- イ ドライバーカンファレンスの実施（年1回）
- ウ 職員に対する酒気帯び検査の実施

（2）社協外に向けた交通安全・安全運転の啓発

- ア 高齢者向け（いきいきクラブ）の交通安全講習会の実施（年1回）
- イ 交通安全・安全運転に関する啓発活動への協力（ポスター、のぼり旗の設置）

【基本施策7】生活しやすい環境の整備

高齢者や障がいのある人等への理解や外出・移動手段の確保等を通じて、だれもが生活しやすい環境整備の啓発に取り組みます。

1 ユニバーサルデザインの推進

社協の行う事業を通じて、ユニバーサルデザインへの理解を深めるとともに、高齢者や障がいのある人等への偏見や差別をなくし、相互に助け合う地域づくりを推進します。

合理的配慮の理解と促進

ユニバーサルデザインの周知や、高齢者、障がいのある人等に対する合理的配慮をテーマとした事業の実施（地域福祉教育事業）

2 外出・移動支援の確保

高齢者や障がいのある人等に対する外出・移動手段を確保し、生活しやすい環境の整備を推進します。

外出・移動手段の確保

- ア 所有する車両の無料貸出事業（外出支援サービス）の実施
- イ 家族等に代わる運転者（運転ボランティア）の育成

基本目標 4 「高齢者福祉サービスの充実」

【基本施策 8】介護保険サービスの充実

介護保険サービスの提供を継続し、地域住民に信頼される事業者として、利用される皆様（要支援者、要介護者）と、そのご家族の福祉向上に取り組めます。

1 サービスの質の向上

利用されている皆様の利用満足度の向上に取り組めます。

（1）介護職員のスキルアップ

- ア 介護現場における職位、職責、職務内容を相互に理解した職員体制の構築を目的としたキャリアパスの作成と施行
- イ 資質向上と資格取得に向けた研修計画に沿った研修機会の提供と技術指導の実施
- ウ 処遇改善加算取得による介護職員の処遇改善の実施
- エ 利用されている皆様に関する情報共有と統一したサービス提供を行うためのカンファレンスの実施

（2）満足度調査の実施

利用されている皆様と、そのご家族を対象とした、提供サービスに関する満足度調査の実施（年1回）

（3）給食サービスの充実と安全性の向上

給食内容の充実や業務の改善、衛生管理の徹底等、提供サービスの向上と安全性を保つための給食委員会の開催（年6回）

2 安心安全な環境の確保

利用されている皆様、従事する職員にとって安心安全な環境整備に取り組めます。

（1）感染予防対策の実施 ※通所事業所に共通する事項

- ア 入館時における検温、手指消毒の実施、手洗い・うがいの実施、マスク着用の徹底
- イ 感染症予防対策に関する検討会の実施
- ウ 利用されている皆様に向けた事業所広報紙による感染症への注意喚起の実施
- エ 利用されている皆様、そのご家族、職員に対する基本的な感染予防対策の励行を要請

（2）活動スペースの安全性の維持 ※通所事業所に共通する事項

事故事案、ヒヤリハット事案の文書化とカンファレンスでの再発防止に向けた検討会の実施

（3）交通安全、安全運転の推進 ※通所事業所に共通する事項

- ア 公私にわたる交通安全と安全運転意識の向上を目的とした、全職員対象の安全運転講習会の実施（年1回）
- イ 安全運転教育を目的とした、送迎車両運転者対象のドライバーズカンファレンスの実施（年1回）

3 介護保険事業の適正な運営

適正な事業運営を維持するため、相互の内部チェックに取り組めます。

（1）職員間による業務確認

- ア 介護グループに所属する管理者らを構成員としたグループ内会議の実施（年12回）

イ 各事業所利用実績、実施行事、利用料収入、介護報酬収入等の月次報告の作成と合議
(年 12 回)

ウ 利用者数に合わせた人員配置や事業形態の検証、見直しの検討 (年 12 回)

(2) 法令の順守 ※法人内に共通する事項

サービス提供事業者として守るべきルールの周知と徹底を促すことを目的とした、全職員対象の研修会の実施 (年 1 回)

(3) 行政・関係機関との情報の共有と広報活動

ア 利用されている皆様の情報の共有と支援方法の協議を目的とした会議への参加

イ 関係機関への事業所広報誌配付による広報活動 (年 12 回)

基本目標 5 「障がい者福祉サービスの充実」

【基本施策 9】 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの提供を継続し、地域住民に信頼される事業者として、利用されている皆様 (障がい者) の福祉向上に取り組みます。

1 サービスの質の向上

利用されている皆様の利用満足度の向上に取り組みます。

支援職員のスキルアップ

ア 支援現場における職位、職責、職務内容を相互に理解した職員体制の構築を目的とした
キャリアパスの施行

イ 資質向上と資格取得に向けた研修計画に沿った研修機会の提供と技術指導の実施

ウ 処遇改善加算取得による支援職員の処遇改善の実施

2 安心安全な環境の確保

利用されている皆様、従事する職員にとって安心安全な環境整備に取り組みます。

※【基本施策 8】 (前記) に同じ。

3 就労継続支援 B 型事業の適正な運営

適正な事業運営を維持するため、相互の内部チェックに取り組みます。

(1) 職員間による業務確認

ア 事業所職員を構成員とした課内会議の実施 (年 12 回)

イ 事業所利用実績、実施行事、訓練給付費等収入等の月次報告の作成と合議 (年 12 回)

(2) 虐待防止と権利擁護の実施

ア 虐待防止委員会の運営

イ 事業所職員を対象とした虐待防止 (身体拘束の適正化等) に関する研修の実施

4 就労継続支援 B 型事業所の安定

事業運営の安定のために、利用したくなる事業所づくりに取り組みます。

(1) 作業の確保

ア 下請事業の確保 (行政、企業等への営業活動の実施)

イ 自主事業の維持 (自主製品の製作と販売機会の創出)

ウ 資源回収事業の継続（アルミ缶回収等）

（２）イベント行事の開催と参加

ア 社会体験学習事業（映画鑑賞、観劇、農業体験等）の実施（年３回）

イ 町手をつなぐ育成会主催 1 泊合同研修旅行への参加（年１回）

ウ 季節行事（クリスマス会）の開催（年１回）

エ ふれあい・スポーツレクリエーション大会への参加（年１回）

オ おじさんキッチン（調理実習）への参加（年２回）

カ 民生委員児童委員との交流事業への参加（年１回）

（３）行政、関係機関との情報共有

利用されている皆様に関する情報の共有と支援方法の協議を目的とした行政、関係機関との担当者会議の開催（年１２回）

５ 地域住民に向けた障がい者への理解促進

障がいに対して理解ある地域づくりのために、障がい者活動に関する広報に取り組みます。

（１）地域イベント等への参加

ア 川根本町産業文化祭、奥大井ふるさと祭り、地区行事への出店（物品販売）

イ 福祉施設等での銭太鼓演奏の実施（年３回）

ウ 地域防災訓練への参加（年１回×２か所）

エ 区長連絡会での協力依頼（年１回）

（２）広報活動の実施

ア みどりの丘・みどりの丘えまつ事業所広報紙の発行（年３回）

イ 法人 Facebook ページへの活動記事の掲載（年１２回）

基本目標６「基盤保持と基盤強化への取り組み」

１ 社協事業の基盤保持

社協事業の充実を図るため、運営資金を確保し、拠点の維持管理と適切な法人運営に取り組みます。

（１）運営資金（自主財源、公的財源）の確保

ア 社協会費等への協力依頼

イ 赤い羽根共同募金運動への協力

ウ 補助事業、助成事業の活用

エ 介護保険事業（居宅介護支援、通所介護）の経営

オ 就労継続支援Ｂ型事業の経営

（２）拠点施設の管理・運営

指定管理施設５施設の管理運営（川根本町福祉センター、高齢者デイサービスセンター（本川根・中川根）、障がい福祉サービスセンター（みどりの丘、みどりの丘えまつ））

（３）法人組織の運営

ア 関係会議の開催

（ア）理事会（執行機関）の開催（開催予定月 ６月、９月、１２月、３月）

（イ）評議員会（議決機関）の開催（開催予定月 ６月、９月、１２月、３月）

(ウ) 評議員選定委員会の開催（欠員があった場合のみ）

イ 内部監査の実施

監事による業務会計監査会（監査機関）の実施（開催予定月 6月、12月）

ウ 法人役員への研修

(ア) 法人役員向けセミナーへの参加（年1回）

(イ) 県社協主催監事研修への参加（年1回）

2 社協事業の基盤強化

社協事業の充実と課題解決に向けた社協内での連携、町と社協が連携した体制整備に取り組めます。

(1) 社協内の連携基盤の安定化

ア 事務局長、主任（総務・地域福祉、介護）、管理者（事業所）の配置

イ 管理者会議の開催（年12回）

ウ 課内会議の開催（事業所ごとに適宜）

エ 職員研修の実施（年1回）

オ 総合防災訓練（避難訓練、消火訓練、通報訓練）の実施（年2回）

カ 台風等の悪天候予測に対する判定委員会の開催（適宜）

(2) 町と社協との連携基盤の強化

行政と社協との定期連絡会の実施（年6回）

(3) 地域福祉の担い手やボランティア団体との連携強化

ア 赤い羽根共同募金助成事業の実施（サロングループ、居場所づくり、福祉団体等）

イ 顔の分かる関係づくりへの取り組み（現地訪問、活動支援等）

(4) 地域貢献を行う企業・団体との連携強化

島田青年会議所、島田市社会福祉協議会、当社協の3者にて締結した「被災時における相互応援に関する協定書」に基づき、平時から災害対応に向けた事業への連携に取り組む。